

## あいさいさん祭り2026 資金協賛募集要項

### 1. 目的

あいさいさん祭り実行委員会は、市民が主体となってイベントの企画・運営を行い、参加団体と来場者の交流や世代間の交流を通じて愛西市の魅力を創出し、愛西市に対する愛着や親しみを生み出すことを目的に令和8年10月25日に「あいさいさん祭り」を開催します。あいさいさん祭りの運営資金として、企業・団体・個人の皆様から協賛を募り、イベント運営を目指します。

### 2. 協賛について

現金の提供（1口：5千円）

協賛金は、あいさいさん祭りの経費に充当し、目的以外の用途には使用しません。

また、荒天等やむを得ない事情によりあいさいさん祭りが中止となった場合は、原則として協賛金を返金します。

### 3. 申出方法等について

別紙「あいさいさん祭り2026 資金協賛申出書」にご記入の上、あいさいさん祭り実行委員会事務局に直接ご持参いただくか、FAX、メール送付又はあいち電子申請システムによりお申し出ください。

なお、5万円以上の協賛申出者で特別特典をご希望する場合は、「あいさいさん祭り2026 資金協賛申出書」の『特別特典の希望』欄にご記入ください。（特別特典は、協賛金額が10万円以上の場合は2項目まで、15万円以上の場合は3項目まで希望できます。）

申出期間は、令和8年6月8日（月）から令和8年8月31日（月）の午前9時から午後4時まで（土日・祝日除く）です。

### 4. 協賛特典について

#### (1) 共通特典

下表のとおり、協賛金額により協賛者名を各媒体に掲載します。

| 協賛金額  | 掲載特典     |     |             |        |
|-------|----------|-----|-------------|--------|
|       | ①市ホームページ | ②会場 | ③会場案内パンフレット | ④事前チラシ |
| 1万円未満 | ○        |     |             |        |
| 1万円以上 | ○        | ○   |             |        |
| 3万円以上 | ○        | ○   | ○           |        |
| 5万円以上 | ○        | ○   | ○           | ○      |

①愛西市ホームページに掲載します。

②開催当日、会場にて掲載します。

③開催当日、来場者に配布する「会場案内パンフレット」に掲載します。（2,500部作成予定）

④事前に配布するチラシに掲載します。（6,000部作成予定）

#### (2) 特別特典

資金協賛5万円以上の協賛申出者で希望される場合は、抽選又は先着順により、次の特別特典を受けることができます。

##### ①ブース出店【限定5者】

会場内において、ブースでの出店ができます。

②菓子まき【限定2者】

イベント名に、協賛者名を冠として付けます。また、ステージ上から、お菓子をまくことができます。

③ビジョン放映【限定5者】

ステージ横に設置するビジョン（200インチ）において、企業等のPR映像等を放映することができます。

(3) 特別特典を受けることができる協賛者（特別特典者）の決定

令和8年6月8日（月）午後4時までの申出により、それぞれの特別特典の希望団体数が限定団体数を超過している場合は、抽選により特別特典者を決定します。ただし、超過していない場合は、申出者を特別特典者と決定し、令和8年6月9日（火）午前9時以降は先着順により特別特典者を決定します。

## 5. 特別特典の詳細について

(1) ブース出店

①出店日時

令和8年10月25日（日）午前9時30分から午後3時まで

②出店場所

愛西市役所第3駐車場（実行委員会が指定する場所・区画）

③出店内容等

ブース内で物販・企業等PRなどを行うことができます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、出店をお断りまたは出店の撤去を命じることがあります。

- ・特定の政治、思想、宗教等の活動とみなされるまたは解釈されかねない内容の場合
- ・法令又は公序良俗に反する内容の場合
- ・その他あいさいさん祭り実行委員会が不相当と判断する場合

④その他

(ア) 資材等

実行委員会は、1区画につき次の資材を準備します。それ以外に必要なものは、出店者において用意してください。

【実行委員会準備資材】テント1張（3.6m×3.6m）、机：2本（1.8m×0.6m）

パイプ椅子：4脚、ブース看板：1枚

(イ) 設備等

- ・電 気：なし。出店者において用意してください。ただし、相談に応じ、協賛金とは別に実費相当額により、実行委員会にて発電機等を準備します。
- ・水 道：なし。
- ・ガ ス：なし。プロパンガスは持込可です。
- ・ゴ ミ：出店者の回収・持ち帰りとします（廃油・汚水等含む）。  
出店者のうち、使用済みの容器及び残飯等が発生する場合、出店者ごとに来場者に見やすい位置にゴミ箱等を設置し、回収を購入者に説明してください。回収後は、出店者の責任において適法な処分を徹底してください。  
各出店者は撤収前に周辺のゴミも含め、清掃をして持ち帰ってください。
- ・消火器：火気器具等（気体燃料、液体燃料、固体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具（発電機を含む））を使用する場合は、出店者において消火器を設置してください。

(ウ) 雨天時

当日が雨天の場合であっても、あいさいさん祭りが中止とならない限り出店は可能ですので、出店者の責任・判断により出店してください。なお、荒天等によりあいさいさん祭りが中止となった場合は、

愛西市ホームページや電話メッセージサービスにより、各自でご確認をお願いします。

(エ) 禁止行為

- ・会場内における酒類（ノンアルコール飲料を含む）の提供・販売及び飲酒（試飲を含む）  
※ただし、未開封状態の持ち帰り用商品の販売に限っては可とする
- ・出店区画外にテント、机及び椅子等を並べること
- ・ハンドマイク、スピーカー等での呼び込み
- ・出店区画内及び実行委員会が指定する場所（市役所東側車両通行止め区間・文化会館前第2駐車場内）以外の場所での呼び込み
- ・会場内での喫煙及び飲酒（喫煙は、所定の喫煙所の使用可）

(オ) その他

- ・搬入、搬出の方法・時間帯については、実行委員会の指示に従ってください。
- ・食品衛生法に基づく営業許可が必要である場合は、各出店者で申請を行い、許可を受けてください。
- ・万一、会場内での盗難や破損、事故または販売商品による食中毒等が発生した場合は、当該出店者は速やかに実行委員会への報告及び出店者自らの責任と費用を持って対応してください。飲食物の提供については、食品衛生法及び食品表示法を厳守してください。実行委員会による補償は一切できません。
- ・午前8時30分から午後3時30分までの間、会場内への原動機付自転車及び自転車の乗り入れを禁止します。また、車両通行止め区域、車両通行規制区域への乗り入れ、会場周辺での駐停車も禁止します。
- ・その他、実行委員会若しくは本部の指示に従わない場合、本要項に違反している場合又は会場の風紀を乱している場合は、出店を取り消し退去を命じるほか、翌年度以降の出店を認めません。

(2) 菓子まき

①実施日時

令和8年10月25日（日）午前9時30分から午後3時までのうち、10分間程度

②実施場所

愛西市役所第3駐車場 ステージ付近

③雨天時

雨天の場合は、菓子まきは中止とします。中止の際は、実行委員会事務局より中止連絡をします。

(3) ビジョン放映

①放映時間・回数

令和8年10月25日（日）午前10時30分から午後3時までのうち、複数回（5回程度を予定）放映

②放映内容

企業等のPR映像等を放映することができます。なお、映像は、指定の形式・方法により15秒から1分以内のものを、協賛者において準備してください。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、内容の変更を依頼します。

- ・特定の政治、思想、宗教等の活動とみなされるまたは解釈されかねない内容の場合
- ・法令又は公序良俗に反する内容の場合
- ・その他あいさいさん祭り実行委員会が不相当と判断する場合

③雨天時

雨天の場合でも、ビジョンにより映像を放映します。

## 6. 暴力団排除について

あいさいさん祭りにおける暴力団排除のため、「ブース出店」及び「菓子まき」の特別特典の決定者については、次のとおりとします。

- ・愛西市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員は、出店・参加不可とします。
- ・同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者は、出店・参加不可とします。
- ・愛知県暴力団排除条例第26条第1項の規定により公表されて1年を経過していない法人等に属している者は、出店・参加不可とします。
- ・当日参加する個人及び法人等の住所、氏名その他必要な事項を記載した名簿の提出を後日依頼します。提出された情報は、「愛西市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、愛知県津島警察署へ照会します。

## 7. 協賛申出書の不受理等について

あいさいさん祭り実行委員会は、申出者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申出書を受理しないことがあります。その際には、申出者に対しその旨を通知します。

- (1) あいさいさん祭りを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれがある企業等からの申し出
- (2) 法令又は公序良俗に反する企業等からの申し出
- (3) その他あいさいさん祭り実行委員会が不相当と判断する場合

## 8. その他

申出書受理後に、納付の詳細についてご案内します。なお、協賛金を振り込みされる場合の振込手数料は、申出者にご負担いただきます。

## 9. 問い合わせ先

〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野308番地  
愛西市役所 市民協働課内 あいさいさん祭り実行委員会事務局  
〔電話〕0567-55-7113 (ダイヤルイン)  
〔FAX〕0567-26-5515  
〔E-mail〕kyodo@city.aisai.lg.jp